

第4回「基本計画策定部会(2/3開催)」における委員の意見に対する対応について

1 基本計画の名称案(「新 とやまっ子 みらいプラン」)について

【委員意見】

- 子どもの計画ということは分かるが、結婚支援等の若者支援も含む計画ということ は分かりづらい。
- 子どもだけを対象にした計画ではないので、「とやまっ子」は見直したらどうか。
- 「新」がずっと続くのはどうなのか。「かがやけ とやまっ子 みらいプラン」で はどうか。

案:「かがやけ とやまっ子 みらいプラン」を計画の名称とする。ただし、幅広い世 代を対象とする計画であることが分かるよう、副題をつける。

副題案: ~みんなの希望がかない 子どもの笑顔あふれる未来へ~

2 子どもの貧困対策計画としての位置づけについて

【委員意見】

- 多様な人たちを社会の中に包み込んでいくといった視点からも、子どもの貧困対策 計画を別に策定するのではなく、この基本計画に位置づけることに賛成。

⇒反対意見はなく、基本計画を子どもの貧困対策計画としても位置づける。

3 希望出生率に関する記載について

【委員意見】

- 「結婚や出産は個人の自由な決定に基づく」とあるが、経済的・身体的理由により 産みたくても産めない人もいるので、そういった点にも配慮した表現にすべき。
- 誰に対して示す目標値なのか。個人に委ねているようにもとれる表現のため、違和 感を覚える。行政側が、この目標を達成するため、どのような支援、体制を整えるの が分かるようにしてほしい。
- 現実と希望の乖離が少子化の背景であり、「希望の実現をめざす」という意味で、 これではよいのではないか。

【参考:2/3部会提示案】

若い世代の結婚・子育ての希望が実現するならば、本県の出生率は1.9程度の水準まで向上 することが見込まれる。本県においてまず目指すべきは、若い世代の結婚・子育ての希望の実現 に取り組み、出生率の向上を図ることである。

もとより、結婚や出産はあくまでも個人の自由な決定に基づくものであり、個々人の決定にプ レッシャーを与えるようなことがあってはならない。

案:若い世代の結婚・子育ての希望が実現するならば、本県の出生率は1.9程度の水準ま で向上することが見込まれます。

本県においては、まず結婚や子育てに関する現実と希望とのギャップを解消し、若い世 代の結婚・子育ての希望ができるだけ実現できるよう取り組む必要があります。

もとより結婚や出産は、個人の自由な決定に基づくものですが、健康や経済的理由など から希望がかなえられない場合もあります。

このため、個人の価値観やそれぞれが置かれた状況を十分尊重しつつ、県、市町村、事 業者、関係機関・団体が連携して、子育て支援・少子化対策を計画的に推進し、若い世代 の結婚・子育ての希望の実現に向けて取り組んでいきます。

新たな子育て支援・少子化対策の基本計画の名称について

- 1 現行の基本計画の名称については、親しみやすい名称について県内外からアイデアを募集した上、次のとおり決定したものを。

「みんなで育てる とやまっ子 みらいプラン」～子どもの笑顔輝く未来へ～

- 2 新たに策定する基本計画は、法令等に基づき複数の新たな性格・役割を併せ持つこととなるが、その根幹は、子育て支援・少子化対策条例に基づく基本計画であり、現行の基本計画の性格・役割を引き継ぐものである。

- 3 このため、新たな基本計画の名称については、①現行の基本計画を引き継ぎつつ、②新たに策定する計画であることが明確になるよう、また、③子育て支援だけでなく、結婚支援等の若者の支援などに幅広く取り組むことを分かりやすくするよう、次のとおりとしたい。

「新 とやまっ子 みらいプラン」

<参考>

現行計画の性格・役割
○子育て支援・少子化対策条例に基づく基本計画
○次世代育成支援対策推進法に基づく県の行動計画



新たな計画の性格・役割
○子育て支援・少子化対策条例に基づく基本計画
○次世代育成支援対策推進法に基づく県の行動計画
○子ども・子育て支援法に基づく県の子ども・子育て支援事業支援計画
○子ども・若者育成支援推進法に基づく計画
○母子保健計画策定指針に基づく計画
○子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画

富山県子どもの貧困対策計画としての性格・役割について

- 1 新たな子育て支援・少子化対策の基本計画の性格・役割については、これまで、次のとおりと説明し、当部会の了承を得てきた。

新たな計画の性格・役割
○子育て支援・少子化対策条例に基づく基本計画
○次世代育成支援対策推進法に基づく県の行動計画
○子ども・子育て支援法に基づく県の子ども・子育て支援事業支援計画
○子ども・若者育成支援推進法に基づく計画
○母子保健計画策定指針に基づく計画

- 2 昨年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において、都道府県には、国が定める「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)を勘案して、「都道府県子供の貧困対策計画」を策定する努力義務が課されたところ。

- 3 県においては、国大綱の閣議決定後、県計画のあり方等について検討を重ねてきたが、以下の理由から、新たな子育て支援・少子化対策の基本計画の性格・役割の一つとして位置づけることとする。

【理由】

- 1 子どもの貧困の状況や必要な取組みは、子育て支援・少子化対策の基本計画の内容と多くが重複すること。
- 2 子どもの貧困対策は、子育て支援の側面を併せ持つこと。

新たな計画の性格・役割
○子育て支援・少子化対策条例に基づく基本計画
○次世代育成支援対策推進法に基づく県の行動計画
○子ども・子育て支援法に基づく県の子ども・子育て支援事業支援計画
○子ども・若者育成支援推進法に基づく計画
○母子保健計画策定指針に基づく計画
○子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画

※ 富山県子どもの貧困対策計画を子育て支援・少子化対策の基本計画に位置づけることについては、1月28日に開催の「子育て家庭に対する支援施策検討部会」(部会長：宮田伸朗 富山国際大学子ども育成学部長)においてもご説明したところ。

子どもの貧困対策の推進について

I 都道府県子どもの貧困対策計画の策定について

昨年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、国において、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援などを盛り込んだ大綱が決定された。都道府県は、この大綱を勘案して、都道府県子どもの貧困対策計画を策定するよう努めることとされている。

II 本県における子どもの貧困対策について

1 子どもの貧困の状況

国が指標としている「子供の貧困率」等の都道府県ごとの数値が公表されていないため、本県の状況を参考となる指標等からみると、

(1) 生活保護の状況

- ・本県の生活保護率は平成7年度以降、全都道府県で最も低く推移しており、被保護世帯数及び人員も、平成20年のリーマンショック以降増加したものの、近年は高止まり傾向にある。
- ・しかし、世帯類型別にみると、稼働年齢層である「その他世帯」の割合が近年高くなる傾向にある。

(2) ひとり親世帯の状況

- ・ひとり親世帯の親の9割以上が何らかの仕事に就いているが、このうち母子世帯にあっては、「臨時・パート」などの非正規雇用の割合が3割を超えている。
- ・また、年間就労収入も、母子世帯の約4割近くが200万円未満と低くなっている。

(3) 子どもの状況

- ・不登校の児童生徒数は中学校に入ると急増しており、また、いじめは学年を問わず発生している。このため、県では、小・中学校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、子供の問題行動の背景にある学校が踏み込みにくい家庭内の問題について、関係機関と連携してその解決に努めている。
- ・また、児童虐待の相談件数、小中学校における就学援助率ともに、近年は横ばいで推移している。

本県における子どもの貧困の状況については、全国と比較して特段厳しい状況は認められないが、子どもが生まれ育った環境により夢や希望を叶えられないなど、世代間の貧困の連鎖を断ち切り、子どもの貧困を解消するため、経済的に厳しい事情や環境にある子どもやその保護者への支援に積極的に取り組む必要がある。

2 子どもの貧困対策の主な取り組み等

(1) 教育の支援

- ・ 学びサポート講師や学級支援講師等を活用した、個に応じた学習指導・生活指導等
本県独自の効果的な教育の推進
- ・ 問題を抱える児童生徒の家庭環境等の改善を図るため、引き続きスクールソーシャル
ワーカーを派遣
- ・ 学習支援ボランティアによるひとり親家庭の児童への学習支援

(2) 生活の支援

- ・ 「母子・父子自立支援員」制度の周知など、ひとり親家庭が身近なところで相談で
きるよう相談機能を充実
- ・ 家庭生活支援員の派遣等の日常生活支援事業の取組みを促進

(3) 保護者の就労に対する支援

- ・ ひとり親家庭の親等に対する就業相談や求人情報の提供
- ・ ひとり親家庭の親が経済的自立効果の高い職に就くために必要な資格取得期間中
の生活負担の軽減
- ・ 生活困窮者自立支援窓口における、経済的自立のみならず日常生活や社会的自立な
どに関する相談支援

(4) 経済的支援

- ・ 児童扶養手当の公的年金との併給制限の見直しや、母子寡婦福祉資金の貸付対象の
父子家庭への拡大
- ・ 低所得世帯の高校生に対する奨学のための給付金の支給や、私立高校に係る授業料
等の免除補助の実施
- ・ 離職により住宅を失った生活困窮者等に対する住居確保給付金の支給

子どもの貧困対策の取り組みは、現在、基本計画策定部会において検討されている、**新たな子育て支援・少子化対策の基本計画と多くの内容が重複する**。また、子どもの貧困対策は、子育て支援の側面も併せ持つことから、**新たな子育て支援・少子化対策の基本計画の性格・役割の一つとして位置づけることとする**。

「子供の貧困対策」に関連する主な取り組み等（抜粋）

「子供の貧困対策に関する大綱」における当面の主な重点施策	「子育て支援・少子化対策に関する基本計画」（案）具体的施策の展開における主な施策等			
	記載箇所		関連する目標指標	
1 教育の支援	学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進	III 2 (3)② 食を通じた心身の健康づくりの推進	・栄養教諭を中核として、保護者も含めた食育・健康教育の充実と健全な食生活を推進	・公立小学校及び中学校における特別な支援を必要とする児童生徒への個別的教育支援計画作成率
		III 4 (2)① 自立性を重視した教育活動の展開	・自ら課題を見つけ、主体的な問題解決に取り組む資質や能力を育むため、体験的学習や問題解決的学習などを積極的に推進 ・集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育成するため、自らのよさや個性を生かし、自主的に活動できるような多様な教育活動を推進	・子どもの教育において、家庭が役割を果たしていると思う人の割合 ・小中学校における家庭の教育力の向上を目指した「親学び講座」等の実施率 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合
		III 4 (2)② 少人数教育の推進	・小学校専科教員、小中学校・学びサポート講師、小学校英語講師、中1学級支援講師等を活用し、小学校における専科指導、個に応じた学習指導・生活指導等、本県独自の効果的な教育を一層推進	・いじめ・不登校などの問題行動等に対して、全校体制で未然防止や早期発見・早期解消に取り組む
		III 4 (3)③ いじめ・不登校の子どもに対する支援の充実	・いじめ・不登校などの問題行動等に対して、全校体制で未然防止や早期発見・早期解消に取り組む ・不登校やいじめなど問題等を抱える児童生徒やその保護者等の相談に対応するため、全中学校及び小学校・高校にスクールカウンセラーを配置するとともに、教育事務所管理カウンセラーを派遣 ・問題を抱える児童生徒の家庭環境等の改善を図るため、市町村へスクールソーシャルワーカー(SSW)を派遣 ・解決困難ないじめ等の事案発生時に、いじめ対策カウンセラーやいじめ対策ソーシャルワーカーを派遣	・いじめ認知件数 ・不登校生徒の出現率
		V 1 (1)② 就学にかかる経費の助成	・経済的理由により修学が困難な学生・生徒に奨学金を貸与 ・高校における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、一定の収入額未満の世帯に「就学支援金」（国制度）を支給 ・低所得世帯に対し、私立高校の授業料や入学料の免除補助 ・低所得世帯の高校生に奨学のための給付金（国制度）を支給 ・多子世帯に対し、子どもの大学への就学等の費用確保を支援	
貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進	I 1 (3)② 生活支援の推進	・学習支援ボランティアによる、ひとり親家庭の児童への学習支援を促進		
その他の教育支援	I 1 (1)① 子育て支援情報の提供や相談機能の充実	・電子メール相談や電話相談、家庭教育カウンセリングによる相談機能の充実	・子どもの朝食欠食率	
	III 2 (1)① 魅力ある遊び場づくりと遊びのネットワークづくり	・地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供	・公民館における子どもの自然体験活動・ふるさと学習への参加人数	
	III 2 (1)② 地域や学校との連携による多様な体験・交流活動の促進	・自主性、思いやりの心、協調性、社会性、規範意識等を育てるため、自然体験や異年齢集団による集団宿泊体験等の体験活動の充実を支援		
	III 2 (2)① 放課後子ども総合プランの推進	・「放課後子ども教室」では、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供		
	III 2 (3)② 食を通じた心身の健康づくりの推進	・栄養教諭を中核として、保護者も含めた食育・健康教育の充実と健全な食生活を推進		
2 生活の支援	保護者の生活支援	I 1 (1)① 子育て支援情報の提供や相談機能の充実	・子育て支援に関する各分野の相談機関等との連携強化と相談員の資質向上	・通常保育の受入児童数 ・待機児童数
		I 1 (1)② 子育て家庭に対する総合的な相談・支援機能の拡充	・子育て家庭に身近な場所で、情報の集約や提供、相談・助言等を行う機能の充実	・延長保育実施保育所数 ・休日保育実施保育所数
		I 1 (2)③ 延長保育等の多様な保育の拡充と質の向上	・地域のニーズに応じた多様な保育の提供を支援 ・延長保育、休日保育など多様な保育の充実 ・保育所や幼稚園、認定こども園、子育て支援センター等における一時預かり事業の促進	・一時預かり事業実施箇所数 ・病児・病後児事業実施箇所数
		I 1 (3)① 相談や情報提供機能の充実	・母子（父子）自立支援員の制度の周知を図るとともに、支援員に対して新たな情報の提供や様々な分野の研修を実施し、ひとり親家庭などが身近なところで相談できるよう、相談機能を充実 ・民生委員・児童委員等地域の相談機関や市町村などとの連携を促進 ・生活困窮者自立支援窓口における、 経済的自立のみならず日常生活や社会的自立などに関する相談支援 ・養育費確保の推進のため、弁護士等による特別相談の充実を図るとともに、養育費確保に関する情報提供と啓発を推進	・地域子育て支援センター数
		I 1 (3)② 生活支援の推進	・家庭生活支援員の派遣等の日常生活支援事業の取組みを促進 ・ひとり親家庭が安心して子育てや仕事をし、又は就業のための訓練が受けられるよう、保育所への優先入所や子どもの居場所づくりを促進	
		I 2 (2)① 異年齢の子どもや親子が集い交流する活動の場づくり	・放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保 ・次世代を担う児童の健全育成を支援	・児童虐待防止法の通告義務の認知度 ・里親等委託率
		III 1 (2)③ 地域ぐるみでの早期発見、早期対応	・民生・児童委員はじめ関係機関・団体、住民が連携し、地域ぐるみでの児童虐待の早期発見・早期対応に向けた取り組みを推進	・子どもの朝食欠食率 ・放課後児童クラブ数

「子供の貧困対策に関する大綱」における当面の主な重点施策		「子育て支援・少子化対策に関する基本計画」(案) 具体的施策の展開における主な施策等		
		記載箇所	関連する目標指標	
2 生活の支援 (つづき)	子供の生活支援 (つづき)	Ⅲ 1 (2)④ いじめ、不登校、虐待等に早期に対応する相談体制の整備	・児童相談所において児童虐待等に早期に対応するための相談体制を整備 ・児童相談所家庭児童相談員研修の実施などを通して、市町村の相談体制の整備を支援	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブのうち18時を超えて開所するクラブ数 ・とやまっ子さんさん広場事業実施箇所数 ・子育てシニアサポーターのうち、子育て支援活動している人の数 ・県児童クラブ連合会認定指導員数
		Ⅲ 1 (3)① 家庭的擁護の推進	・虐待を受けた子どもや非行など保護を要する子どもを施設や里親のもとで養育するとともに、養育にあたっては、より家庭的な環境で愛着関係の形成が図られるよう、ケア単位の小規模化(小規模グループケア)や小規模住居型養育事業(ファミリーホーム)を含めた里親委託などを推進	
		Ⅲ 1 (3)③ 自立支援の強化	・施設退所児の子どもの自立を支援するため、就職に有利な資格取得支援や身元保証人対策確保事業を実施	
		Ⅲ 2 (3)② 食を通じた心身の健康づくりの推進	・子供の頃からの望ましい生活・食習慣を形成するため、「早寝・早起き・朝ごはん」運動、家族揃った食事の啓発	
		Ⅲ 2 (4)① 青少年健全育成運動の推進	・家庭、学校、地域社会、事業者などの関係機関・団体等との連携・協力のもとに、青少年育成県民運動を推進	
	その他の生活支援 (子どもの就労、住宅確保等)	Ⅲ 2 (4)⑤ 思春期の健康相談体制の充実	・思春期の心や身体の不安や悩みに対応するため、厚生センターにおける電話相談(思春期テレフォン)面接相談など相談体制を充実	<ul style="list-style-type: none"> ・若者(15~34歳)の正規雇用率 ・新規大卒就職者の入職3年目までの離職率 ・新規高卒就職者の入職3年目までの離職率
		Ⅱ 3 (2)① 新規学卒者をはじめとする若者への就業支援の強化	・学校間の連携を図る進路指導主事等連絡会や、ハローワーク等との連携を図る就職支援担当者会議を随時開催し求人状況や就職支援のノウハウの共有化を推進 ・未内定者支援としてキャリア支援員を配置し、学校の就職指導を支援する体制を整備	
		Ⅱ 3 (2)② 若者に対する就業意識の啓発、自立支援	・ヤングジョブとやまにおけるキャリアカウンセリングや就職支援セミナーのほか、合同企業説明会の開催などの就職支援により若者の正規雇用を図る ・フリーターやニート等の若者を支援するため、富山県若者サポートステーションにおいてカウンセリングや通所型の自立トレーニング、職場体験を実施 ・若者自立支援ネットワークを構築し、専門的な支援を継続的に提供するなど若者の自立を支援	
		Ⅲ 1 (3)③ 自立支援の強化	・施設退所児の子どもの自立を支援するため、就職に有利な資格取得支援や身元保証人対策確保事業を実施	
		Ⅲ 4 (2)⑤ キャリア教育の推進	・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』事業」実施等 ・高校生のインターンシップの推進	
3 保護者の就労の支援	ひとり親家庭の親の就業支援	Ⅱ 3 (3)① 就業相談や情報提供機能の充実	・母子家庭等就業・自立支援センター等において、ひとり親家庭の親等に対し、専門の相談員による就業相談や求人情報を提供	
		Ⅱ 3 (3)② 就業に向けた能力開発支援	・ひとり親家庭の親が、就職に有利で経済的自立の効果が高い看護師、保育士等の資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担を軽減し資格取得が容易となるよう、給付金を支給	
	生活困窮者や生活保護受給者への就労支援	Ⅰ 1 (3)① 相談や情報提供機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援窓口における、経済的自立のみならず日常生活や社会的自立などに関する相談支援 ・生活保護の被保護者からの相談に応じるとともに、就労に向けた支援及び就労後における職場定着の支援 	
4 経済的支援	児童扶養手当と公的年金の供給調整見直し	Ⅱ 3 (1)② 就業支援プログラムの充実による再就職の支援	・離職者のための多様で質の高い職業訓練の機会を機動的に確保・提供し、きめ細かな就職支援を行う ・結婚・出産等を機にいったん離職した女性の再就職や起業をはじめ、女性の様々なチャレンジにかかる相談にきめ細かく対応し、就業等を支援	このほかにも、「教育費負担の軽減」に記載した取組みをはじめ、医療費助成や保育料の軽減、子育て応援券の配布など、各分野においてきめ細かな経済支援を実施
		Ⅴ 1 (1)① 出産・保育・医療等にかかる経費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給等により、ひとり親家庭等の経済的支援を実施(※児童扶養手当と公的年金との併給制限を見直し) ・児童扶養手当の支給等により、ひとり親家庭等の経済的支援を実施(※母子寡婦福祉資金の貸付対象に、父子家庭の父を追加) 	
	養育費の確保に関する支援	Ⅰ 1 (3)① 相談や情報提供機能の充実	・養育費確保の推進のため、弁護士等による特別相談の充実を図るとともに、養育費確保に関する情報提供と啓発を推進	

子どもの貧困対策の推進に関する法律について

(平成25年法律第64号)
(平成26年1月17日施行)

現状・背景

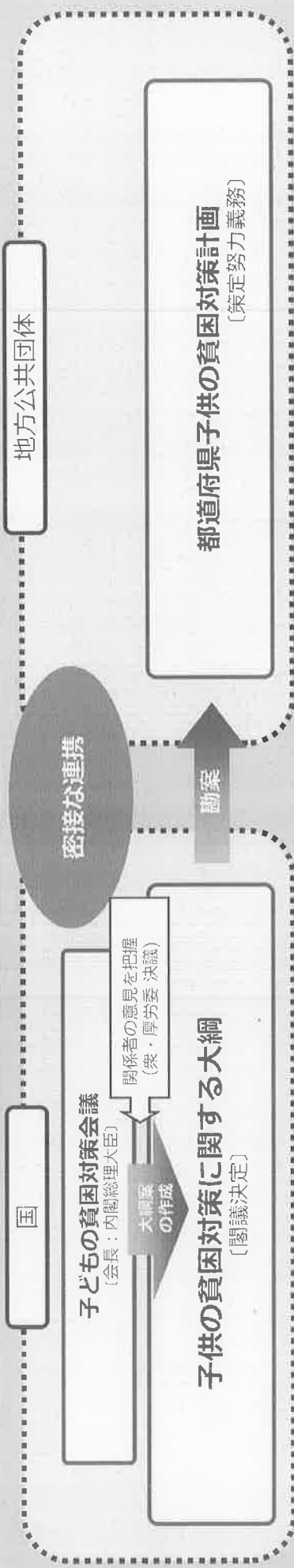
- 子供の貧困率
16.3% (2012年厚労省)
(2010年OECD加盟34カ国中25位) (OECD(2014) 日本は2009年 (15.7%))
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率
54.6% (2012年厚労省)
(2010年OECD加盟34カ国中33位) (OECD(2014) 日本は2009年 (50.8%))
- 生活保護世帯の子供の高等学校等進学率
90.8% (全体 98.6%) (2013年厚労省/文科省)
- 世代を超えた「貧困の連鎖」

目的・基本理念

この法律は、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

- 子供の貧困対策は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として推進されなければならない。
- 子供の貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行わなければならない。

子供の貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり



基本的な方針

大綱に掲げる事項

子供の貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

教育支援 生活支援 保護者への就労支援 経済的支援 調査研究

子供の貧困状況及び貧困対策の実施状況を毎年公表

子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえ、て対策を推進する。
など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の
高等学校等進学率 90.8%
(平成25年)
- スクールソーシャルワーカーの
配置人数 1,008人 (平成25年度)
- ひとり親家庭の親の就業率
・母子家庭の就業率:80.6%
(正規39.4% 非正規47.4%)
・父子家庭の就業率:91.3%
(正規67.2% 非正規8.0%)
- 子供の貧困率 16.3% (平成24年)
など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

- <教育の支援>
 - 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・ きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・ スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
 - ・ 幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・ 高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減
 - ・ 大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援
など

<生活の支援>

- 保護者の生活支援
 - ・ 保護者の自立支援
- 子供の生活支援
 - ・ 児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・ 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
 - ・ 社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等

全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していける

社会の 実現

- <保護者に対する就労の支援>
 - ひとり親家庭の親の就業支援
 - ・ 就業支援専門員の配置による支援等
 - 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
 - 保護者の学び直しの支援
 - 在宅就業に関する支援の推進
- <子供の貧困に関する調査研究等>
 - 子供の貧困の実態把握
 - 子供の貧困に関する新たな指標の開発
 - 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供
- <経済的支援>
 - 児童扶養手当と公的年金の併給調整直し
 - ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
 - 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
 - 養育費の確保に関する支援
- <施策の推進体制等>
 - 対策会議を中心とする政府一体となった取組
 - 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
 - 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開

本県の「希望出生率」について

- 1 昨年 10 月に開催した子育て支援・少子化対策県民会議及び基本計画策定部会において、出生数や合計特殊出生率を計画の目標指標とすることについて議論いただき、「何らかの数値目標があると分かりやすくなる」、「合計特殊出生率はデリケートで、女性としては抵抗感がある」等のご意見をいただいた。

日本創成会議の提唱する「希望出生率」の富山県のデータを算出することが、計画を検討するうえで参考になると考えられたことから、県在住の 20 代・30 代女性を対象に意識調査を実施し、県民希望出生率を算出した。

【県民希望出生率】：県民の希望が叶った場合の出生率 $\doteq 1.9$

(①既婚者割合 \times ②予定子ども数 + ③未婚者割合 \times ④結婚希望割合 \times ⑤理想の子ども数) \times ⑥離別等効果

富山県 = (①41.3% \times ②2.15 + ③58.7% \times ④91.5% \times ⑤2.09) \times ⑥0.938 = 1.89 $\doteq 1.9$

※対象年齢：20 歳～34 歳 (回答 413 人)

(調査対象 2,000 人 (20 歳～39 歳)、回答 655 人 (回収率 32.8%))

全 国 = (① 34% \times ②2.07 + ③66% \times ④ 89% \times ⑤2.12) \times ⑥0.938 = 1.83 $\doteq 1.8$

※対象年齢：18 歳～34 歳

- 2 本県の「希望出生率」が 1.9 と算出されたことから、新たな計画においては、「第 3 章 計画の目標と基本方針」の中に、若い世代の希望が実現すると、出生率は 1.9 程度の水準になることを記載することとしたい。

(記載案) 若い世代の結婚・子育ての希望が実現するならば、本県の出生率は 1.9 程度の水準まで向上することが見込まれる。本県においてまず目指すべきは、若い世代の結婚・子育ての希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ることである。

もとより、結婚や出産はあくまでも個人の自由な決定に基づくものであり、個々人の決定にプレッシャーを与えるようなことがあってはならない。

<参考> まち・ひと・しごと創生長期ビジョン (H26.12.27 閣議決定) (抜粋)

若い世代の結婚・子育ての希望が実現するならば、我が国の出生率は 1.8 程度の水準まで向上することが見込まれる。この希望が実現した場合の出生率 (国民希望出生率) = 1.8 は、OECD 諸国の半数近くの国が実現している水準である。(中略) 我が国においてまず目指すべきは、若い世代の結婚・子育ての希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ることである。

もとより、結婚や出産はあくまでも個人の自由な決定に基づくものであり、個々人の決定にプレッシャーを与えるようなことがあってはならない。